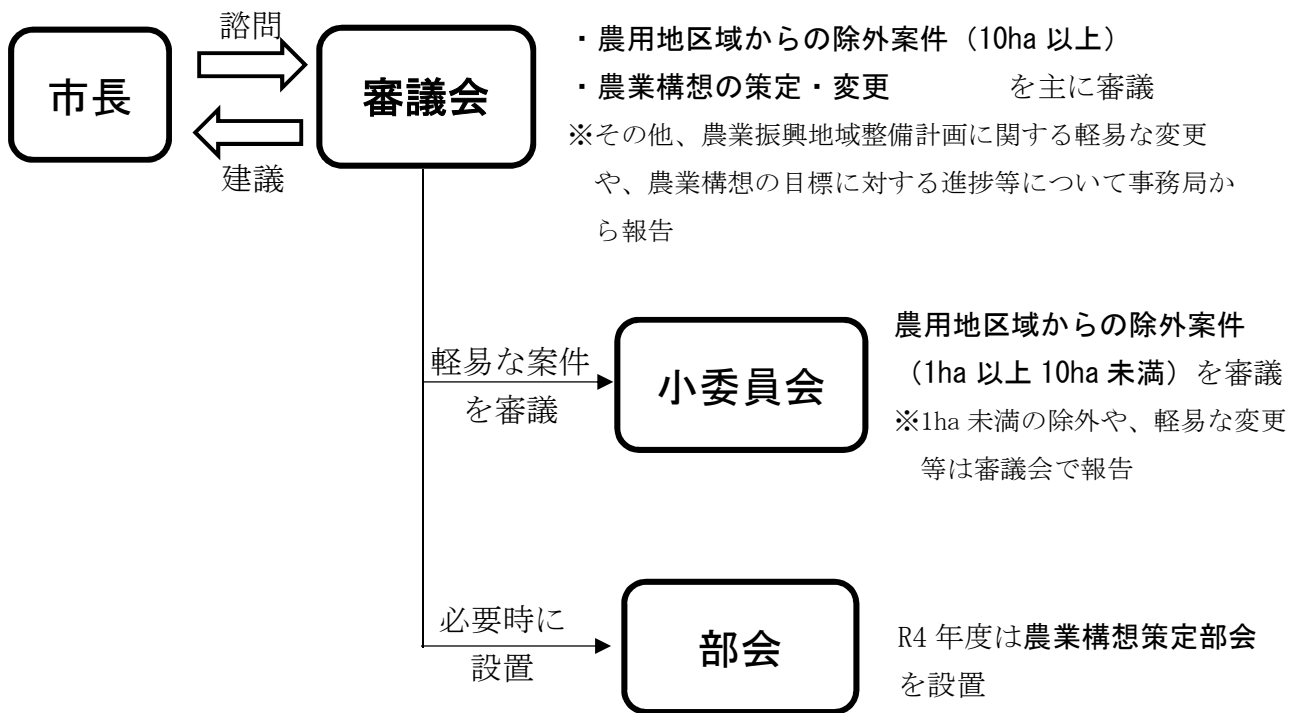


新潟市農業振興地域整備審議会について

新潟市農業振興地域整備審議会（以下、「審議会」という。）の所掌事務は、

- ・「農業振興地域整備計画」と、
- ・「農業構想」（食料、農業及び農村に関する基本計画） に関すること。



新潟市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、他の条例に定めのあるもののほか、市の執行機関の附属機関（以下「附属機関」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 別表の左欄に掲げる執行機関に、同表の中欄に掲げる附属機関を置く。

(所掌事務)

第3条 附属機関は、それぞれ別表の右欄に掲げる事務を所掌する。

(組織等)

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

抜粋

別表（第2条、第3条関係）

附属機関の属する執行機関	名称	所掌事務
市長	新潟市農業振興地域整備審議会	1 市長の諮問に応じ、本市農業振興地域整備計画の樹立並びに計画の推進に関連する事業に関して必要な事項を調査審議すること。 2 前項の諮問に関連する事項に関して必要に応じ、市長に建議すること。 3 市長の諮問に応じ、食料、農業及び農村に関する基本計画の策定又は変更並びに食料、農業及び農村に関する重要な決定について調査審議すること。 4 食料、農業及び農村に関する施策の推進に関して必要な事項を調査審議し、市長に建議すること。

新潟市農業振興地域整備審議会規則

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、新潟市附属機関設置条例(昭和35年新潟市条例第39号)により設置された新潟市農業振興地域整備審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 農業協同組合、土地改良区その他農業団体の役員
- (3) 農業従事者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 農業委員会の委員

(委員の任期等)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第3項第2号、第4号及び第5号の規定による委員が、当該委員に委嘱されることとされた職を離れ、又は失ったときは、その委員の地位を失うものとする。

4 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、審議会の会議に委員及び臨時委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(小委員会)

第7条 審議会は、その所掌事務に係る軽易な事項について調査審議するため小委員会を置く。

- 2 小委員会は、会長が指名した委員8人で組織する。
- 3 小委員会に小委員長を置き、小委員会に属する委員の互選によつてこれを定める。
- 4 小委員長は、小委員会の事務を掌理する。
- 5 小委員長が欠けたとき、又は小委員長に事故があるときは、小委員会に属する委員のうちから、小委員長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。
- 6 第5条第1項から第3項までの規定は、小委員会の場合に準用する。この場合において「審議会」とあるのは「小委員」と、「会長」とあるのは「小委員長」とそれぞれ読み替えるものとする。

(部会)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから会長がこれを指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。
- 7 第5条及び第6条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、第5条及び第6条中「審議会」とあるのは「部会」と、第5条第1項及び第6条中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、農林水産部農林政策課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

新潟市農業振興地域整備審議会運営要綱

(この要綱の趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市農業振興地域整備審議会規則（昭和47年新潟市規則第2号、以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、新潟市農業振興地域整備審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(小委員会の所掌事務)

第2条 規則第7条の規定に基づく小委員会の所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。ただし会長が特に必要あると認める場合は、各号に掲げる事項であっても審議会に付議するものとする

- (1) 1ヶ所当たり1ヘクタール以上10ヘクタール未満の農用地区域からの除外
- (2) 1ヶ所当たり1ヘクタール未満の農用地区域からの除外
- (3) 農用地区域からの除外を伴わない農用地利用計画の変更
- (4) 農用地利用計画以外の農業振興地域整備計画における軽微な変更
- (5) 農業・農村振興計画の変更に係る事項

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号から第5号については、小委員会での調査審議会に代えて審議会で報告することとする。

(議事録)

第3条 審議会又は小委員会の議事録は、会長又は小委員長が指名する委員が署名し、事務局で保管する。

附 則

この要綱は、昭和51年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月15日から施行する。

○新潟市農業及び農村の振興に関する条例

平成19年9月28日条例第72号

新潟市農業及び農村の振興に関する条例

新潟市は、信濃川と阿賀野川に育まれた広大な田園地帯と海岸に連なる新潟砂丘とを有し、そこにおける多くの先人たちのたゆまぬ努力により多岐にわたる良質な農産物を生産し、国内有数の産地を形成してきた。

私たちは、先人たちの努力に敬意を払い、そこで育まれてきた生活文化や地域社会の伝統に学びながら、高次都市機能と豊かな自然環境とが調和し、共存した都市における食料、農業及び農村の位置付けを明らかにするとともに、その振興の方策を的確に講ずることにより、農業及び農村の振興を確固たるものとする中で、日本一豊かでにぎわいのある大農業都市の実現を目指すものとする。

そのため、本市の農業及び農村の振興について、基本理念を明らかにし、その方向性を示すとともに、市及び農業者等との協働により施策に関する取組を総合的かつ計画的に進めるため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市における食料、農業及び農村に関する施策についての基本理念並びにこれに基づく施策の基本となる事項を定め、市、農業者、農業関係団体（農業協同組合、土地改良区その他の農業に関する団体をいう。以下同じ。）、市民及び事業者（食品産業に関わる事業者をいう。以下同じ。）の責務及び役割等を明らかにすることにより、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、本市の農業及び農村の振興並びに豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 食料は、健康で豊かな市民生活を支えるものであることから、安心して安全な農産物が安定的に生産されるとともに、地域で生産された農産物（以下「地場農産物」という。）の当該地域内における流通及び消費の促進が図られなければならない。

- 2 農業においては、農地、農業用水その他の農業資源及び多様な担い手が確保され、これらが効率的に組み合わせられるとともに、自然環境と調和した持続的な発展が図られなければならない。
- 3 農村は、良好な景観の形成、洪水の防止、生態系の保全等の農村の持つ多面的機能を有し、農産物の生産、生活及び地域活動が共存する場として整備及び保全が図られなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、食料、農業及び農村に関する施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、農業者、農業関係団体、市民及び事業者並びに国及び県と適切な連携を図らなければならない。

(農業者等の役割)

第4条 農業者及び農業関係団体は、自らが農村における地域づくりの主体であることを認識し、自然環境との共生に積極的に取り組み、安心して安全な農産物の安定的な供給を図るとともに、食料、農業及び農村に関する情報の提供等に努め、市民との交流を深めることにより農業及び農村の振興に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、安心して安全な食品を消費者に供給するとともに、地場農産物の利用を図る等その事業活動において本市の農業及び農村の振興に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性について理解と関心を深め、地場農産物を積極的に消費し、農業及び農村の体験、自然学習への参加等により交流を深める等農業及び農村の振興に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第7条 市の食料、農業及び農村に関する施策は、次に掲げる事項を踏まえ、当該施策相互の連携を図りながら推進するものとする。

- (1) 意欲を持つ農業者の支援を推進し、米その他の農産物の生産性を高め、安心して安全な食料の供給及び収益性の高い農業の確立を図ること。
- (2) 多様な担い手の就農促進等により、集落における営農環境の整備を図ること。
- (3) 農村の有する魅力ある資源の発掘、保全及び改善により美しく自然あふれる農村の形成を図ること。
- (4) 農村集落の居住環境の向上を推進し、暮らしやすい農村コミュニティの形成を図ること。
- (5) 地場農産物の消費、農業への理解を深める食育の推進等、互恵による都市と農村との交流の促進を図ること。
- (6) 有機質資源を利用した土づくりを進める等、資源循環型及び環境重視型の地域づくりの推進を図ること。

(7) その他本市の農業及び農村の振興のために必要な施策の推進を図ること。

(基本計画の策定)

第8条 市長は、第3条第1項の施策を総合的かつ計画的に推進するため、食料、農業及び農村に関する基本計画を策定するものとする。

(新潟市農業振興地域整備審議会への諮問)

第9条 市長は、前条の基本計画を策定し、又は変更しようとするとき並びに食料、農業及び農村に関する重要な決定を行おうとするときは、新潟市農業振興地域整備審議会の意見を聴くものとする。

(年次報告)

第10条 市長は、本市の食料、農業及び農村の状況並びにこれらに関する施策の実施状況をとりまとめ、毎年度公表するものとする。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている新潟市農業構想（平成18年3月30日策定）は、第8条の規定により策定された基本計画とみなす。